

管理 No.	F026
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：福祉部障がい福祉課
 (自立支援給付係 / 内線:2794)

根拠区分	法律 ・ 条例	
許認可等の名称	計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
	根拠規定条項	第51条の17第1項 第51条の18第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
	基準規定条項	第51条の17第1項 第51条の18第1項
基準規定	審査基準	<p>1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）に対し、同項各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。</p> <p>2. 計画相談支援対象障害者等が、障害者総合支援法第51条の18第1項に規定する基準該当計画相談を受けた場合において、必要があると認めるときは、特例計画相談支援給付費を支給することができる。</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準（裏面追加）

	基準内容
審査基準等 補足	